

松阪公民館備品等移転業務委託仕様書

1業務の概要

本業務は、松阪公民館(以下「公民館」という。)の移転に伴い、公民館が所有する備品(書架、机、椅子、キャビネット、電子機器類)・図書・書類・消耗品等(以下「備品等」という。)を委託者(以下「甲」という。)が指定する場所に運搬等を行うものである。

受託者(以下「乙」という。)が行う運搬等とは、移転先レイアウトの作成等移転準備に係る事務、書架の解体・組み立て、梱包、運搬、据付及び不要備品等の廃棄処理、また、それらに付随する全ての作業のことをいう。

なお、運搬作業にあたっては施設の特性に配慮し作業を行うものとする。

2運搬業務の実施場所

(1)運搬元

現公民館：松阪市船江町1392-3(松阪ショッピングセンターマーム2階)

(2)運搬先

新公民館：松阪市船江町1392-3(運搬元と同敷地のイオンタウン内新施設2階)

3業務の実施期間等

(1)契約期間

契約の日から令和5年10月31日まで

(2)作業日程

作業日程は令和5年10月2日から令和5年10月10日までとする。ただし、令和5年10月10日までを作業の完了目途とし、令和5年10月31日までは予備日とする。

また、運搬業務に付随して事前作業等が必要となる場合については、甲乙協議のうえ作業日程を決定するものとする。

(3)作業時間

原則として、平日の午前9時00分から午後5時00分までとする。

時間外に作業が必要な場合は、甲乙協議するものとする。

4業務内容等

(1)運搬備品等

公民館が所有する備品等のうち、甲が指定したものとする。(別紙参照)

(2)運搬計画等の策定

事前に運搬備品等及び移転先の調査・確認を行い、運搬計画とともに提出すること。なお、移転先の配置については、甲乙協議のうえ策定すること。

運搬計画の主要項目

- ・運搬実施体制表
 - ・運搬スケジュール
 - ・搬出入経路、養生計画
- (3)施設の養生

- ① 搬出入にあたり、搬入側の床・壁面・階段・エレベーター・入口等の養生を行うこと。
- ② 搬入側1階の搬入口から公民館の各室に至る主要な部分には厚さ5mm以上のコンパネ又は同等のプラベニを敷設し、重量物の移動に対応すること。

また、その他必要に応じてプラダン、ブルーシート等を併用すること。

- ③ 特に養生の注意を要する重量物はピアノ、複合機、印刷機などです。
- ④ 新公民館の出入り口はガラス張りで、自動ドアの開口幅は1300mmです。
- ⑤ 乙の過失による施設等の汚損又は破損は、乙の責任において補修すること。

(4)搬出・運搬・搬入等

- ① 甲乙協議の結果のとおり設置作業を行うこと。
- ② 備品等の運搬時に一時仮保管場所が必要な場合は、乙において用意すること。
- ③ 資料及び備品等の運搬作業には、その取扱いに細心の注意を払い、資料については潰れないよう配慮し、OA機器等については梱包するなどし、慎重に作業すること。
- ④ 物品棚等、背の高い什器等は転倒防止措置を施すものとする。詳細については甲と打ち合わせするものとする。
- ⑤ 備品等の運搬作業に、重機等を使用する場合は、その詳細について事前に甲と打ち合わせするものとする。
- ⑥ 本業務に必要な機器及び消耗品等（図書・書類を梱包する段ボールを含む）は全て乙において用意すること。また、作業終了後、乙が用意し、甲が不要と判断した消耗品等は全て乙が撤収、処分するものとする。
- ⑦ 甲が指定した、不要備品等は適切に廃棄処理等を行うものとする。
- ⑧ 敷地内においては他の建設工事も行われているため、事故防止に万全を期すること。
- ⑨ 搬出側のエレベーターは、来客用・業務用ともに1台のみ可動。
- ⑩ 搬入側のエレベーターは人荷共用1台、カゴの内法は間口2000mm奥行1750mm高さ2400mm、出入口寸法は間口1400mm高さ2100mm、積載1600kg・24名・荷重条件500kg以下です。
- ⑪ 1階搬入口から2階の新公民館出入口までの距離は、概ね27mです。
- ⑫ 搬入側にはプラットホームがありません。

(5)備品の解体・組み立て等

- ① 運搬元にある備品等は運搬に解体が必要な場合は解体し、運搬先に搬送すること。また甲と協議し必要があれば運搬先にて備品の組み立て等を行うこと。
- ② 転倒防止装置が必要なものについては甲と打ち合わせするものとする。

5業務完成後の提出物

- (1)業務完了届
- (2)業務実施前・中・後の写真

6その他

- (1)搬入先は新築店舗であるため、作業にあたっては細心の注意を払うこと。
- (2)作業従事者であることを認識できるようにし、直接関係のない場所にみだりに立ち入らないこと。
- (3)敷地内は全面禁煙とし、防火に細心の注意を払うこと。
- (4)本業務に伴い第三者等に損害を与えた場合は、乙の責任において賠償等を行うこと。

【230119】

(5) 入札に参加するものは、必ず業務の実施場所（現公民館、新公民館図面等）及び運搬備品等の現状について公民館に連絡し、事前確認を行うこと。

(6) 本仕様書、その他につき疑義が生じた場合は、契約締結までに解決を図ること。契約締結後に疑義が生じた場合は、全て甲の見解によるものとする。

担当課 松阪市教育委員会事務局 生涯学習課（松阪公民館）川口・赤塚

電話 0598-20-9091